しまくとぅば次世代実践方針検討委員会設置要綱

令和８年８月 17 日

（目的）

第１条　しまくとぅば次世代実践方針検討委員会（ 以下「委員会」という。） は、しまくとぅば教育を教育機関等で実践する際に必要となる「教育の目的・目標」や「指導要領」、「主たる教材」にあたるものの整備について検討することを目的とする。

（組織）

第２条　委員は、しまくとぅばや学習指導要領、地域教育等に知見を有する有識者及びしまくとば教育活動の実践者で構成する。

２ 委員は、別表のとおりとし、県文化観光スポーツ部長（ 以下、「部長」という。） が依頼する。

３ 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

４ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時、または事故があるときはその職務を代理する。

６ 委員の任期は、令和 10 年３月３１日までとする。

（会議）

第３条　委員会の会議は、県文化観光スポーツ部長が招集し、委員長が議事を進行する。

２ 委員会は、必要があると認められたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

（事務局）

第４条　委員会の事務は、県文化観光スポーツ部文化振興課しまくとぅば普及推進室において処理する。

（補足）

第５条　この要項に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月 17 日から施行する。